

(別紙) 個人経営体におけるロングフォーム・ショートフォームの配り分けについて(再考)

○ 5月19日の産業統計部会でのご意見等を踏まえた修正案の検討

【当初案】

調査の重点化による回答範囲

| 区分 | | 調査事項 | |
|-----------|--------|------|---------|
| | | 基本項目 | 詳細項目 |
| 個人経営体(注1) | 主業経営体 | ○ | ○ |
| | 準主業経営体 | ○ | ○ |
| | 副業的経営体 | ○ | ×(回答不要) |
| 法人経営体 | - | ○ | ○ |

(注1) 個人経営体の区分

| 区分 | | 所得に占める農業所得の比率 | |
|---------------------------|-----|---------------|--------|
| | | 50%以上 | 50%未満 |
| 自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員 | いる | 主業経営体 | 準主業経営体 |
| | いない | 副業的経営体 | |

(注2) 【基本項目】 事業収支の概要、損益計算書、土地面積、制度受取金、労働状況 等
【詳細項目】 貸借対照表、資金調達、固定資産、農業生産関連事業収入 等

【産業統計部会でご出されたご意見のポイント】

- 「担い手」を的確に抽出する上で、年齢がひとつの要素となっている「主・副業分類」では線引き区分の基準として不十分ではないか。
- 副業的経営体の中にも「担い手」といえる経営体がいるのではないか。



検討すべき基準は他にもあるのではないか。

ゼロベースで見直し

- 農林水産省として、「担い手」を抽出するため、別の線引き区分の基準を検討する必要があると認識
 - 5月19日の産業統計部会審議の過程で、「青色申告」を線引き区分の基準として検討することも考えられるのではないかとのご提案
- 「青色申告」を新たな基準の検討対象として位置付け

○「青色申告」を線引き区分の基準とすることについて

(メリット)

- 「担い手」を把握する上での妥当性
 - ・ 青色申告を実施していることが「経営」として農業を営む意思を示す指標となり得ること
(青色申告を実施することで、税制上のメリットに加え、金融機関からの信用を得やすいという経営面のメリットを得られる。青色申告が対象要件となる補助金も存在。)
 - ・ 政策における「担い手」の位置付けとの整合性が高いこと
(例えば、「担い手」へのセーフティネットに位置付けられている「収入保険」では、青色申告を行っていることが加入要件となっている)
- 調査実施のフィージビリティ
 - ・ 青色申告実施者であれば、損益計算書、貸借対照表等は転記可能であり、報告者への負担軽減にもつながること
 - ・ 2020農林業センサスの調査項目となっており、標本選定の際の指標として利用できること

(留意すべきこと)

- 農業の成長産業化に向け、「担い手」の経営状況を的確に把握していく必要
 - ・ 国会での議論や政策担当部局の分析において、担い手に近い数字として「主業経営体」の数字を求められることが多々ある
 - ・ また「準主業経営体」は、今後、主業経営体になり得る途中段階にある経営体が多く含まれると考えられることから、主業経営体と同様にしっかりと把握する必要がある
- 主業・準主業経営体であっても青色申告は5割強のため、青色申告のみを調査対象とすれば5割弱が調査対象外
 - (2020年農林業センサス結果より
主業・準主業のうち、青色申告:52.5%、白色申告:47.5%)
- 「主業・準主業」の年齢区分は「生産年齢人口」と同じ

提案への考え方 : 青色申告実施者を基本としつつ、青色申告未実施であっても主業・準主業(ロングフォーム) 経営体もロングフォームの調査対象とすることが適切

ロングフォーム調査票の配布対象(修正案)

- 農業の成長産業化に向け、「担い手」の経営状況を的確かつ可能な限り広く把握するため、ロングフォーム調査票の対象については、青色申告実施者を基本としつつ、青色申告未実施(白色申告)の経営体であっても主業・準主業経営体についても追加(赤枠の範囲がロングフォーム調査票の範囲)
- これにより当初案に比べ、項目数では約3ポイントの増加、副業的経営体の調査対象は約300経営体の増加が見込まれるものの、一定程度の負担軽減は確保

【農水省当初案(主業・準主業)】(対象範囲:37.3万経営体)

| | |
|--------|----------|
| 主業・準主業 | 37.3万経営体 |
| 副業 | 66.4万経営体 |

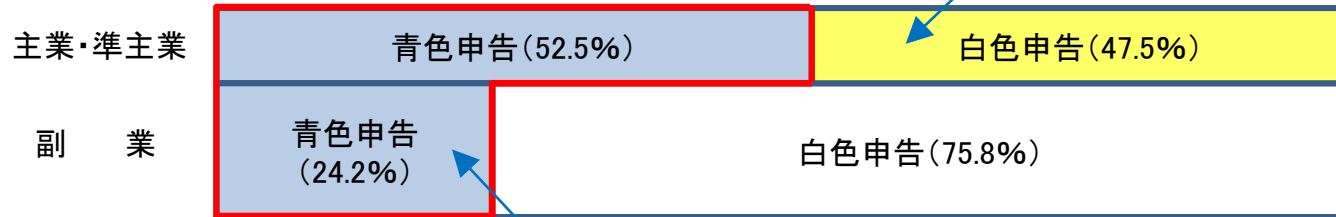
【項目削減数】

・削減率
▲27.2%

【把握する経営体数】

・副業的経営体
0経営体

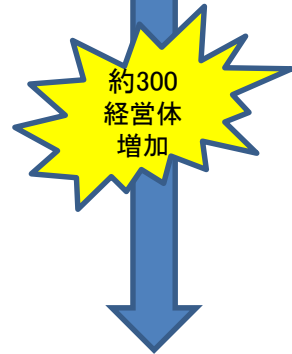
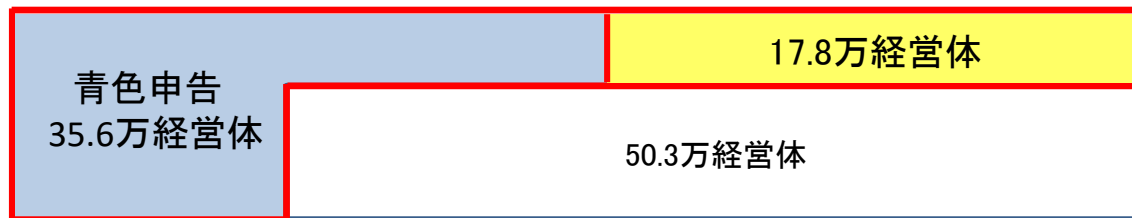
【部会における御提案(青色申告)】(対象範囲:35.6万経営体)



担い手を含む可能性が高い区分を把握

【農水省修正案】(対象範囲:53.4万経営体)

青色申告
+
白色申告
(主業・準主業のみ)



・削減率
▲23.8%

・副業的経営体
304経営体
(対象範囲16.1万経営体)

注: 上図の農業経営体数は、2020年農林業センサスの調査票情報から集計した結果である。

★「担い手」の状況を可能な限り広く把握したうえで一定程度の負担軽減も確保

農林業センサスと農業経営統計調査の関係

- 農業経営統計調査は、農林業センサス(5年に1度)を母集団情報として調査設計する標本調査
- 農林業センサスを母集団情報とすることで、
 - ・ 経営統計の結果をセンサスとひも付けで集計、分析が可能
 - ・ 5年に1度の見直しで、継続調査ができ、経年比較も可能
- 農林業センサスに存在しない区分での調査設計や調査実施は実現困難であり、その区分では農林業センサス結果を用いた分析もできない

農林業センサス

母集団名簿

調査項目

- ・ 青色申告の有無
- ・ 世帯としての所得
(主副業別の区分)
- ・ 販売金額
- ・ …

標本設計

農業経営統計調査

調査対象母集団リスト

ロングフォーム調査票

- ・ 青色申告
- ・ 白色申告(主業・準主業)

ショートフォーム調査票

- ・ 白色申告(副業)

青色申告の有無を軸に白色申告は主副業別に調査票を配り分け